

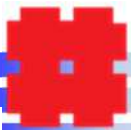
## 就労移行支援・就労定着支援にて配置される 就労支援員等の経過措置

令和 6 年度報酬改定で、就労支援員・就労定着支援員を配置する場合「基礎的研修」の受講が必須となりました。(※経過措置により令和 10 年 3 月 31 日までは基礎的研修を受講しなくても同職員として従事可能)

このため、令和 10 年度以降、就労支援員・就労定着支援員として従事される方については令和 9 年度末までに「基礎的研修」を受講いただく必要がありますのでお早目の受講をご検討ください。

なお、研修の詳細については JEED など各実施機関へお問い合わせ願います。

参考：<https://www.jeed.go.jp/disability/supporter/seminar/kisoteki.html#nittei>

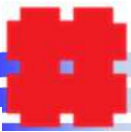


# 就労支援事業の賃金・工賃について

- ▶事業者は、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない
- ▶利用者に対しては、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- ▶賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない

## 【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)192条一部抜粋一部改変



# 就労支援事業の賃金・工賃について

・賃金及び工賃は、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を利用者に対して支払う。

(相当する金額については、雇用契約によらない利用者への工賃の支払いや工賃変動積立金・設備等整備積立金を差し引くことが想定される)

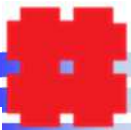
利用者への  
工賃支払い総額



- ・生産活動に係る事業に必要な経費
- ・工賃変動積立金
- ・設備等整備積立金

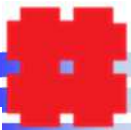


生産活動に係る事業による収入



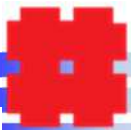
# 福祉事業活動と生産活動に係る費用の区分

経費の内容	区分判定
家賃、共益費等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定を受けた事業所(訓練・作業室を含む)の家賃、共益費等は、福祉事業活動費用として処理</li><li>・ 商品・製品保管専用の倉庫の賃借料等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理</li></ul> <p>【考え方】</p> <p>指定を受ける事業所は、指定基準に定める設備基準を満たす必要があり、訓練・作業室を含めて利用者支援の場であると考えられますので、その事業所に係る家賃、共益費等は福祉事業活動費用として計上します。</p>
建物(附属設備を含む)の減価償却費、修繕費、損害保険料、保守料等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定を受けた事業所(建物)に係る減価償却費等は、福祉事業活動費用として処理</li><li>・ 商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理</li></ul> <p>【考え方】</p> <p>家賃、共益費等と同様の考え方となります。</p>
器具及び備品や機械装置、車両運搬具等の減価償却費	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の支援や事務運営に必要な器具及び備品等に係る減価償却費は、福祉事業活動費用として処理</li><li>・ 生産活動に要する器具及び備品等に係る減価償却費は、生産活動費用として処理</li></ul> <p>【考え方】</p> <p>その固定資産の使用実態により、いずれの区分に属する経費とするかを決定します。なお、どちらの区分にも属する経費であれば、共通経費として按分計上します。</p>



# 福祉事業活動と生産活動に係る費用の区分

経費の内容	区分判定
水道光熱費(電気代・ガス代・水道代)	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産活動を行うことにより増加する部分の水道光熱費は、生産活動費用として処理</li><li>・ 上記以外の水道光熱費は、福祉事業活動費用として処理</li></ul> <p>【考え方】</p> <p>例えばガスを生産活動でしか使用しない場合はガス代の全額を生産活動費用として処理するなど、使用実態により生産活動を行うことで増加する部分の水道光熱費の額を特定します。なお、特定することが難しい場合には、共通経費として按分計上します。</p>
健康診断、予防接種費用	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の健康診断費用等は、福祉事業活動費用として処理</li><li>・ 職員の健康診断費用等は、各職員の人件費の区分に応じて処理</li></ul> <p>【考え方】</p> <p>利用者の健康保持のための適切な措置を講じることは指定基準に定められており、その措置に係る経費は、利用者支援に必要なものと考えられますので、福祉事業活動費用として処理します。</p> <p>一方で、職員に係る健康診断費用等については、人件費の区分に準じて判定します。</p>



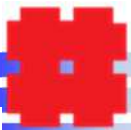
# 就労支援事業の賃金・工賃について

## 【注意事項】

賃金及び工賃は、事業所でおこなう生産活動に係る事業による収入から利用者に支払われる。



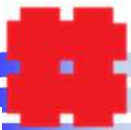
事業所でおこなう生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った場合は、平均工賃月額等の算出には、計上できません。



## 就労支援事業の賃金・工賃について

事業所でおこなう生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った疑いがある場合は、「就労継続支援事業事業活動計算書等就労支援事業会計における書類や根拠資料、その他指定権者が必要と認めたもの」について、提出を求める場合があります。

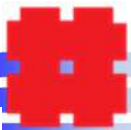
根拠資料等が作成されていない場合や生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った事実が発覚した場合は、基本報酬の見直し・過誤調整等の対応をしていただく場合があります。



# 就労支援事業の賃金・工賃について

## 【適切な会計管理をするために】

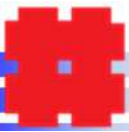
- (1)コスト構造を把握して損益分岐点を算出し、販売価格を設定する
- (2)年度ごとの事業計画及び予算を作成する
- (3)月次決算により損益状況を早期把握し、タイムリーに対策を講じる



# 就労系サービスの在宅利用について

就労移行支援、就労継続支援(A・B)は、在宅でのサービス利用を希望する者であり、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者に対して、在宅でのサービス提供が認められている。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発第042001号厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)参照。

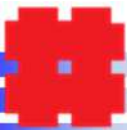


# 就労系サービスの在宅利用について

## 〈在宅でのサービス提供を行う事業所の報酬算定要件〉

- (1) 運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておく。
- (2) 指定権者から求められた場合には、実施した訓練及び支援の内容並びにその状況を提出できるようにしておく。
- (3) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援が行われている。また、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されている。
- (4) 1日2回は、連絡、助言または進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されている。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発第042001号厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)参照。



# 就労系サービスの在宅利用について

〈在宅でのサービス提供を行う事業所の報酬算定要件〉

(5) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援ができる体制を確保する。

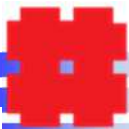
(6) 職員による訪問、在宅利用者による通所または電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行う。

(7) 原則、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問または在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅または事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。

(8) (6)が通所により行われ、あわせて(7)の評価等も行われた場合、(7)による通所に置き換えて差し支えない。

(9) 緊急時の対応ができる。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発第042001号厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)参照。



# 就労系サービスの在宅利用について

## ○ 「緊急時の対応」についての考え方

緊急時に当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制が必要。

→ 上記緊急時の対応ができない地域の利用者へのオンラインによる支援は原則認められない。

※ 令和7年3月31日付「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」参照。

〈本市が緊急時に駆けつけることができると判断する範囲〉

事業所から概ね片道1時間で訪問可能な範囲

（基本的には、事業所からの距離が概ね50km以内、または近隣市町村を想定）